

## 身障者用駐車場を利用される方へ

### ～利用証の有効期限が過ぎていきます～

- 鹿児島県発行の「身障者用駐車場利用証」は有効期限があります。
- オレンジ色の利用証については、最長で1年未満となっており、ただいま掲示いただいている利用証は、有効期限が超過してしているか、有効期限を示すシールが剥がれているため、無効となります。
- 早急に利用証を発行した窓口に御返却くださるようお願いいたします。  
(更新は原則ありません)



#### 【問い合わせ先】

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課  
障害者支援室

住所：鹿児島市鴨池新町10-1

電話：099-286-2746（直通）

受付：平日（8時30分～17時）